

基準 1 2 2 以上の防火対象物に設置する消火設備の加圧送水装置等の取扱いに関する基準

- 1 同一敷地内にある 2 以上の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備及び屋外消火栓設備（以下この基準において「屋内消火栓設備等」という。）を設置する場合において、次に適合するときは、令第 32 条又は条例第 34 条の 15 の規定を適用し、当該 2 以上の防火対象物に設置する屋内消火栓設備等の加圧送水装置、水源、消火薬剤又は消火剤（以下この基準において「加圧送水装置等」という。）を兼用することができる。
 - (1) ポンプの全揚程、高架水槽の落差又は圧力水槽の圧力（以下この基準において「ポンプの全揚程等」という。）は、兼用する全ての屋内消火栓設備等が同時に使用され、又は作動した場合においても必要な放水圧力が得られる値以上の値で、かつ、ポンプの吐出量、水源の水量、消火薬剤の貯蔵量及び消火剤の量（以下この基準において「ポンプの吐出量等」という。）は、兼用する全ての屋内消火栓設備等の必要な量を加算して得た量以上の量であること。
 - (2) 兼用するそれぞれの屋内消火栓設備等の性能に支障を生じないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、屋内消火栓設備等の加圧送水装置等を兼用する 2 以上の防火対象物の全てが、次のいずれかに該当する場合は、ポンプの全揚程等の必要な圧力の値及びポンプの吐出量等の必要な量を、それぞれの防火対象物について算定した屋内消火栓設備等の必要な値及び量のうち、最大の値及び量以上の値及び量とすることができる。
 - (1) 建基法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物
 - (2) 建基法第 2 条第 9 具の 3 に規定する準耐火建築物
 - (3) 前 2 号に掲げる建築物以外の防火対象物で、屋内消火栓設備等の加圧送水装置等を兼用する防火対象物からの延焼のおそれのない距離を保有しているもの又は延焼防止上有効な措置が講じられているもの
- 3 令第 8 条の規定により別の防火対象物とみなされる 2 以上の防火対象物に設置する屋内消火栓設備等については、前各項の規定を準用することができる。